

教職員の働き方改革推進計画 検証結果（令和6年度）

1. 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定

教育職員の時間外在校等時間(※1)
 1箇月について 45時間 以内
 1年について 360時間 以内

※1: 時間外在校等時間＝在校時間＋加える時間(※2)－勤務時間－除く時間(※3)
 ※2: ①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
 ②各地方公共団体が定めるテレワークの時間
 ※3: ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による) ④休憩時間

2. 教育職員の勤務状況

(1)令和6年4月～令和7年3月の実績

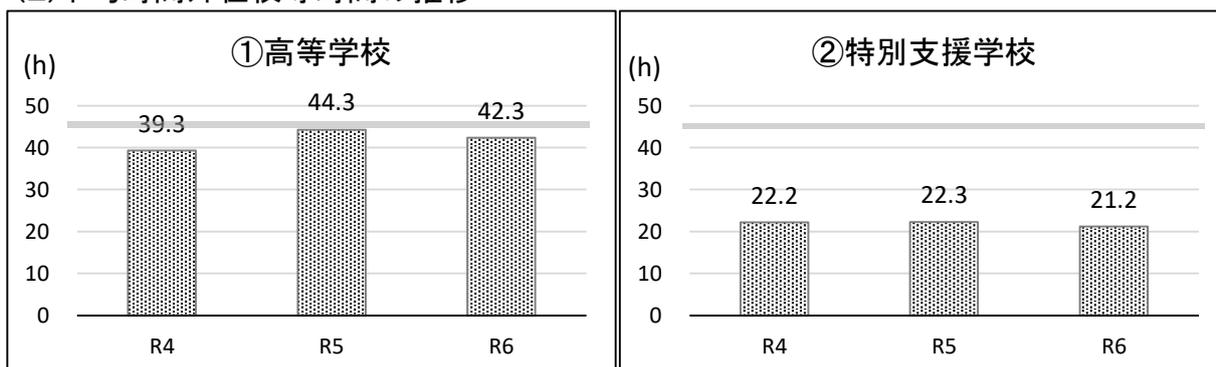
| | 平均時間外 在校等時間 | 月当たり時間外在校等時間 (上段:延べ人数、中段:割合) | | | 年間時間外在校等 時間が360時間を 超えた人数 (上段:実人数、中段:割合) | |
|------|----------------|---------------------------------|-----------------|----------------|--|----------------|
| | | 0～45時間 | 45時間超 ～80時間 | 80時間超～ | | |
| 県立 | 高等学校 | 42.3 時間 | 12,931 61.4% | 5,408 25.7% | 2,714 12.9% | 1,076 63.1% |
| | | ↓ -2.0 時間 | ↑ 2.4% | ↓ -0.9% | ↓ -1.5% | ↓ -23.2% |
| | 特別支援学校 | 21.2 時間 | 10,477 94.2% | 645 5.8% | 2 0.0% | 185 19.8% |
| | | ↓ -1.1 時間 | ↑ 1.3% | ↓ -1.2% | ↓ -0.2% | ↓ -3.4% |
| 市町村立 | 中学校 | 41.3 時間 | 281 55.0% | 201 39.3% | 29 5.7% | 35 81.4% |
| | | - 時間 | - | - | - | - |
| | 小学校 | 31.8 時間 | 26,795 78.2% | 6,982 20.4% | 501 1.4% | 1,393 48.4% |
| | | - 時間 | - | - | - | - |
| | 中学校 | 45.9 時間 | 12,032 53.0% | 8,275 36.5% | 2,389 10.5% | 1,358 71.2% |
| | | - 時間 | - | - | - | - |
| 全校種 | 36.6 時間 | 62,516 69.7% | 21,511 24.0% | 5,635 6.3% | 4,047 54.2% | |
| | - 時間 | - | - | - | - | |

※下段は前年度実績比の値

※県立中学校は令和6年度より集計開始

※市町村立小学校、中学校は令和6年度より集計対象者を職種で分類し、分けたため、前年度比なし

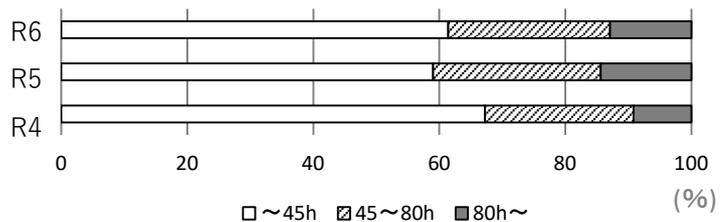
(2)平均時間外在校等時間の推移



(3)月当たり時間外在校等時間の割合の分布

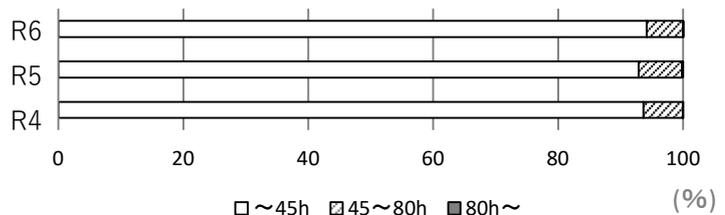
①高等学校

| | R4 | R5 | R6 |
|--------|------|------|------|
| ～45h | 67.2 | 59.0 | 61.4 |
| 45～80h | 23.6 | 26.6 | 25.7 |
| 80h～ | 9.2 | 14.4 | 12.9 |

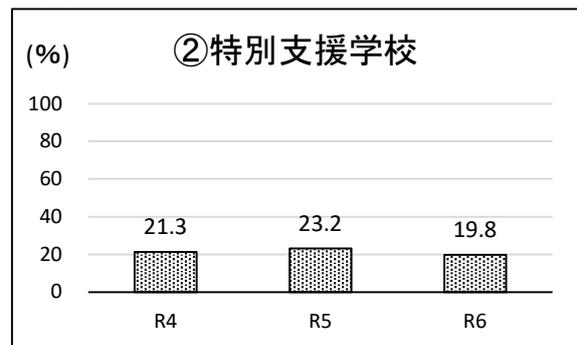
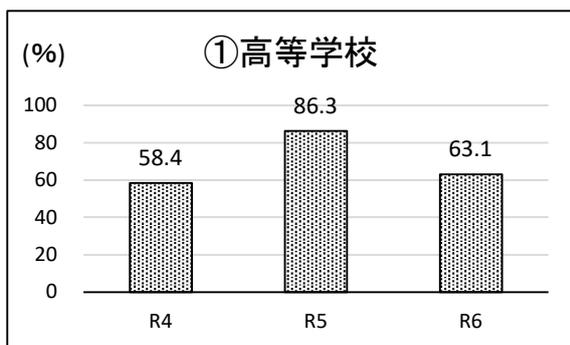


②特別支援学校

| | R4 | R5 | R6 |
|--------|------|------|------|
| ～45h | 93.6 | 92.9 | 94.2 |
| 45～80h | 6.3 | 7.0 | 5.8 |
| 80h～ | 0.0 | 0.2 | 0.0 |



(4)年間時間外在校等時間が360時間超の教育職員の割合(%)



(5)現状と課題、今後の対応

①高等学校

- 令和6年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は61.4%（前年度比+2.4%）、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は63.1%（前年度比-23.2%）であり、前年度と比べ、それぞれの指標は改善傾向にある。
- 今後は、個々の勤務実態に応じた業務改善指導がさらに図られるよう取り組む。また、各校の取組が、教員の学ぶ時間の確保やワーク・ライフ・バランスの充実等の面においても、実感を伴うものになるよう取組の充実を図る。

②特別支援学校

- 令和6年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は94.2%（前年度比+1.3%）、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は19.8%（前年度比-3.4%）であり、前年度と比べ、いずれも改善が見られた。
- 全体としては時間外在校等時間の縮減が図られ、月当たり80時間を超える職員はわずかとなっているが、副校長、教頭の月当たり時間外在校時間の平均が45時間を上回り、そのほとんどが年間時間外在校時間360時間を大幅に超えている現状にある。管理職、とりわけ副校長、教頭の業務の改善についての働き掛け、取組事例の共有等を行う。

③小学校、中学校(市町村立)

- 令和6年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は、小学校で78.2%、中学校で53.0%、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は小学校で48.4%、中学校で71.2%であった。
- 改善に向けた各校の取組事例を基に、更に業務改善が進むよう推奨していく。

3. 取組状況

I 働き方改革推進計画の遂行に向けた体制整備

① 取組状況の把握と管理

- ・県内の公立学校で取り組まれている業務改善や教職員の負担軽減につながる取組を事例集としてまとめ、県内の公立学校に周知した。

② 関係団体との協議

- ・高等学校においては、校長協会、教職員組合、高校教育課の代表が出席し、多忙化防止協議会を実施した。
- ・特別支援学校においては、一部の学校でP T A役員会等で既存の教育活動の見直しや業務改善、勤務時間縮減について理解と協力を求めた。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、11月に多忙化防止協議会を実施した。市町村教委、校長会代表、P T A、教職員組合などから43名が参加して話し合いを行った。

③ 保護者や地域に対する協力依頼

- ・高等学校においては、P T A等で、教員の働き方改革を推進していくことへの理解と協力を求めた。
- ・特別支援学校においては、半数の学校で、保護者等に対して既存の教育活動の見直しや業務改善、勤務時間縮減について理解と協力を求めた。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、学校運営協議会等で保護者や地域への働き掛けを行った。また、学校報やP T A等で働き方改革への理解と協力を求めた。

<令和7年度の取組（予定）>

- ・学校において成果を上げている優良事例の収集を行い、県内の公立学校へ周知を行う。
- ・関係団体との協議や、保護者や地域への働き掛けを継続する。

II 働きやすい学校環境の整備

① 業務改善計画の策定

- ・高等学校においては、校長会議等で業務改善計画の策定について連絡・周知した。（策定率40.8%）
- ・特別支援学校においては、校長会等で業務改善計画策定及び要点と職員への周知について連絡し、全ての学校で業務改善計画を策定した。（策定率100%）
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、全県校長会で「教職員の働き方改革推進計画」を参考に、取組を推進してもらうよう周知した。（策定率76.9%）

② 調査や会議の精選等

- ・教育庁関係課室において学校への調査や照会等の精査・見直しを継続して行った。

- ・高等学校においては、一部の会議や研修をオンラインにするなど改善を図った。
- ・特別支援学校においては、教務主任研修会等、各校の主事、主任が参加する研修会や連絡協議会、小・中・高等学校特別支援チーム会議等をオンラインにより実施した。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、初任者研修をはじめとする各種法定研修等や県校長会等のオンライン実施を進めた。

③ 職場の雰囲気づくりと業務の適正化

- ・学校管理職等（全校種）を対象に、タイムマネジメントや業務改善等の具体的手法を身に付ける専門研修「働き方改革のための業務マネジメント」を実施した。
*受講者数：27名（校長3名、副校長・教頭14名、教務主任等10名）
- ・小・中学校における事務の共同実施については、県内多くの市町村で実施されており、互いにサポートし合う仕組みが事務の効率化につながっている。

④ 教育課程等の見直し

- ・高等学校においては、校長会議等で教育課程の適正化について周知を図った。
- ・特別支援学校においては、校長会において業務改善に係る教育課程の見直しについて具体例を交えて周知を図った。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、「教職員の働き方改革推進計画」を通知し、計画に基づいて適切に対応するよう依頼した。

⑤ 勤務時間管理の徹底

- ・高等学校においては、校長会議等で勤務時間管理の徹底を周知した。
- ・特別支援学校においては、校長会を通じて時間外在校等時間の目標及び前年度実績を報告し、教職員の時間管理意識の徹底等を働きかけた。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、多忙化防止協議等の機会を捉え、取組の推進について市町村教育委員会へ働き掛けた。

⑥ 長期休業中の学校閉庁日、ノー残業デーの設定等

- ・長期休業中の学校閉庁日設定率
高等学校：100.0%（前年度比 ±0 ㊦）、特別支援学校：100.0%（前年度比 ±0 ㊦）
- ・ノー残業デーの設定率
高等学校：79.6%（前年度比 +7.1 ㊦）、特別支援学校：100.0%（前年度比 ±0 ㊦）
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、全県校長会等を通じ、最終退勤時刻の設定を働き掛けた。

⑦ 保護者等との連絡業務の改善

- ・高等学校の留守番電話設定率：61.2%（前年度比 +8.3 ㊦）
高等学校においては、統合型校務支援システム等による連絡手段が確立されつつあり、時間外の電話対応は確実に減っている。

- ・特別支援学校においては、留守番電話の設置は1校のみだが、統合型校務支援システムによる欠席等連絡の定着が図られている。時間外の連絡は教頭等が受けることを保護者に周知し、教員の負担減を図った。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、留守番電話設置によって得られる成果を市町村教育委員会に対して「教職員の働き方改革推進計画」について情報提供した。

⑧ 教職員の健康保持・増進

- ・教職員を対象に各種ストレス相談の窓口を設けるとともに、ストレスチェックを実施した。
 - *ストレスチェックの受検率：93.5%（前年度比 -2.7 ㊦）
- ・メンタルヘルスセミナーを実施し、対象者は全員受講した。
- ・学校における安全衛生管理者研修会を実施した。
 - *受講者数：76名（内 市町村教育委員会担当者：11名）

<令和7年度の取組（予定）>

- ・学校管理職等（全校種）を対象とした専門研修「働き方改革のための業務マネジメント」の実施を継続する。
- ・小・中学校における事務の共同実施については、市町村間で提携を結ぶなど、共同実施の取組が全県に広がってきている。他市町村との連携による事例を紹介していく。
- ・教育課程等の見直しについては、県立学校においては、引き続き、校長会議等で教育課程の適正化や好事例の周知・共有を図る。また、小・中学校及び義務教育学校においては、事例集などを通じて、教育課程の見直しに係る取組について周知していく。
- ・勤務時間の管理の徹底については、県立学校においては、引き続き、校長会議等で一層の働き掛けを行う。また、小・中学校及び義務教育学校においては、学校や市町村教育委員会に対し、様々な機会を捉え、取組の推進を継続して働き掛ける。
- ・ストレスチェックやメンタルヘルスセミナー、学校における安全衛生管理者研修会を継続して実施する。

Ⅲ 校務効率化に向けたICTの活用

① 統合型校務支援システムの活用

- ・高等学校においては、機能や操作方法が定着し、書類作成にかかる時間の削減や、教職員間での情報共有の効率化につながっている。
- ・特別支援学校においては、システムの活用等による会議資料の事前配付やペーパーレス化、会議時間・回数の縮減について12/14校で実施された。
- ・学校からの意見を踏まえ、更なる利便性の向上に向けたシステムの機能改修等について業者に対し要望を行った。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会や関係団体の意見を聴きながら、統合型校務支援システムを構築し、令和6年4月から7市町で導入を開始した。

② 高校入試WEB出願システムの構築と運用

- ・令和8年度入試での運用に向け、システム構築を行った。
- ・全県の中学校2年生を対象としたチラシの配付や、中学校・高等学校・市町村教育委員会等を対象とした説明会を実施するなど、周知に努めた。

③ デジタル採点システムの導入

- ・令和6年度に全県立高校へのシステム導入を行った。
- ・多くの学校で活用が進んでおり、大幅な業務の効率化が図られたとの声が多く聞かれた。

④ 生成AIの校務利用

- ・全県立高校にAI活用に向けた通知を発出し、各校での取組促進を図った。

<令和7年度の取組（予定）>

- ・県立学校の統合型校務支援システムについては、引き続きシステムの有効活用を働き掛けるとともに、学校の意見を踏まえながら、必要に応じてシステム改修を検討する。
- ・市町村立学校においては、引き続き統合型校務支援システムの共同調達を進めるとともに、既に導入している市町村教育委員会や学校に対して伴奏型支援を継続していく。
- ・高校入試WEB出願システムについては、令和7年12月からのシステムの本格稼働に向けて、中学校及び高等学校の関係者に対する説明会やテスト出願等を実施する。
- ・生成AIの活用については、学校における生成AIの活用方法について、様々な面から検討していく。

IV 教職員をサポートする専門スタッフの活用

① 支援スタッフの配置充実

- ・教育相談体制の充実を図るため、専門性を有する外部人材を配置した。
 - * スクールカウンセラー配置数：小・中学校：43名（前年度比+1名）
高等学校：26名（前年度比±0名）
 - * スクールソーシャルワーカー配置数：14名（前年度比±0名）
- ・教職員の負担軽減を図り、教職員が本来業務に注力できるようスタッフを配置した。
 - * 小・中学校 学校サポーター配置数：89名（前年度比+23名）
 - * 小・中学校 児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置数：16名（新規）
 - * 高校 学習サポーター配置数：6名（前年度比±0名）
 - * 特別支援学校 車椅子移乗等介助員配置数：2名（前年度比-3名）

<令和7年度の取組（予定）>

- ・引き続き、様々な専門スタッフの配置により教員の負担軽減を図る。

V 部活動指導の負担軽減

① 部活動等に関するガイドラインの遵守

- ・ 県ガイドラインに則った適切な休養日や活動時間が設定されるよう周知を図った。
 - * 県立高校（運動部）部活動休養日設定率：100%（±0ポイント）
 - * 中学校、義務教育学校（運動部）部活動休養日設定率：100%（±0ポイント）
 - * 中学校、義務教育学校（文化部）部活動休養日設定率：100%（±0ポイント）

② 部活動の運営

- ・ 運動部活動担当教員研修等の機会を捉え、複数顧問の配置を含めた適切で効率的な指導・運営体制の整備について働き掛けを行った。
- ・ 中体連会議等において、拠点校方式等による合同部活動など、地域との連携の下、適切で効率的な指導・運営体制を構築できるよう指導・助言を行った。

③ 部活動指導員等の配置充実

- ・ 部活動指導員を配置し、教職員の時間的、心理的負担軽減を図った。
 - * 運動部：87名（前年度比+15名）、文化部：14名（前年度比+4名）

④ 部活動の地域移行

- ・ 運動部においては5市町（大館市、北秋田市、秋田市、大仙市、羽後町）で、文化部においては2市（大館市、大仙市）で実証事業を実施した。
- ・ 運動部については、秋田県中学校部活動地域移行推進事業連絡会・連絡協議会を開催し、有識者や関係機関等との連携の下、新たな地域のスポーツ環境の整備充実に向けた方策等を協議・検討した。文化部については、文化部活動地域移行連絡協議会を年2回（7月と12月）実施した。
- ・ 運動部においては、総括コーディネーターを2名配置し、コーディネーターの訪問による個別相談や指導助言など、市町村の実情に応じた体制整備への支援を行った。
- ・ 運動部においては、「秋田県スポーツ指導者登録システム」の運用により、市町村を越えた広域的な連携や課題解決に向けた取組への支援を行った。
 - * システム登録者数：30名（令和6年度末時点）
- ・ 文化部においては、中学校文化部活動指導者等一覧を作成し、県HPで公開した。

<令和7年度の取組（予定）>

- ・ 運動部においては、引き続き、ガイドラインの周知・遵守の徹底について校長会議や研修会等を通じて、県ガイドラインに則った適切な休養日や活動時間が設定されるよう周知・徹底を図る。
- ・ 部活動指導員等の配置については、運動部、文化部ともに拡充して配置する。
- ・ 部活動の地域移行については、実証事業から見出された課題や市町村ごとの進捗状況等を市町村と共有を図る。また、指導者養成研修会と登録システムを関連付けるなど、指導者の育成と確保を一体とする体制や仕組みを整備する。

4. 総括

(1) 国の動向

- 令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（いわゆる給特法等一部改正法）が公布された。改正法では、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、「学校における働き方改革の更なる加速化」「組織的な学校運営及び指導の促進」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に進めるため、
 - ・教育職員のサービスを監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
 - ・学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
 - ・教職調整額の基準となる額について、給料月額4%から10%への引上げ
 - ・教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備などの措置を一括して講ずるとしている。
- また、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減するという目標が改正法の附則に盛り込まれ、文部科学省においては、教育職員一人当たりの担当する授業時数の削減や教職員定数の改定などの措置を講ずることとしている。
- 今後、法執行に向けて文部科学省令の制定や、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改訂等が行われる。

(2) 本県における令和6年度の取組と今後の展開

- 計画初年度である令和6年度は「校務効率化に向けたICTの活用」と「教職員をサポートする専門スタッフの活用」の2つの柱に力を入れ取組を推進した。
- 「校務効率化に向けたICTの活用」については、令和5年度に全県立学校に導入された統合型校務支援システムに対する教職員の理解や操作方法の定着が進み、書類作成にかかる時間の削減や、教職員間での情報共有の効率化につながっている。また、市町村立学校においては導入が進んでいる17市町村に対し伴走型支援を行っていく。
- 令和6年度に全県立高等学校へ導入したデジタル採点システムの活用も進んでおり、利用した教員からは大幅な業務の効率化が図られたとの声が聞かれた。また、高校入試WEB出願システムについては、システムの構築や、利用に当たっての説明会や周知等を行った。令和8年度入試での運用に向け、引き続き準備を進めていく。
- 「教職員をサポートする専門スタッフの活用」については、令和7年度も学校サポーターや児童生徒の学びを支える支援スタッフ等、教職員を支える人材の配置を継続し、教職員の業務負担軽減を図っていく。
- また、部活動指導員等の確保・拡充に向けて「秋田県スポーツ指導者登録システム」を本格稼働させた他、令和6年度は5市町の運動部と2市の文化部で部活動の地域移行実証事業を実施した。引き続き、中学校部活動の地域移行を推進していく。
- 各学校で取り組まれている教職員の業務負担軽減や職場環境改善の取組について、引き続き事例の収集と共有を行っていく。
- 教職員一人一人の努力や、これまでの取組により、本県教員の時間外在校等時間には一定の改善が見られるが、特に中学校や高等学校において依然として多くの教員が長時間勤務をしており、更なる改善に向けた取組が必要である。
- 国の動向を見据えながら、教員が日々活き活きと子どもたちに向き合い、よりよい教育を実現できるよう、魅力ある職場環境の実現に向けて取組を強化していく。